

【労務】長時間労働が疑われる事業場に対する令和2年度の監督指導結果を公表

厚生労働省では、令和2年度に、長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した、監督指導の結果を取りまとめ、監督指導事例と共に公表しています。この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。

【令和2年4月から令和3年3月までの監督指導結果のポイント】

- (1) 監督指導の実施事業場：24,042 事業場
- (2) 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]
 - ①違法な時間外労働があったもの：8,904 事業場 (37.0%)
 - うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が月80時間を超えるもの：2,982 事業場 (33.5%)
 - うち、月100時間を超えるもの：1,878 事業場 (21.1%)
 - うち、月150時間を超えるもの：419 事業場 (4.7%)
 - うち、月200時間を超えるもの：93 事業場 (1.0%)
 - ②賃金不払残業があったもの：1,551 事業場 (6.5%)
 - ③過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：4,628 事業場 (19.2%)
- (3) 主な健康障害防止に関する指導の状況 [(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]
 - ①過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの：9,676 事業場 (40.2%)
 - ②労働時間の把握が不適正なため指導したもの：4,301 事業場 (17.9%)

1 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

監督指導実施状況

令和2年4月から令和3年3月までに、24,042 事業場に対し監督指導を実施し、17,594 事業場 (73.2%) で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反は、違法な時間外労働があったものが8,904 事業場、賃金不払残業があったものが1,551 事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが4,628 事業場であった。

監督指導実施事業場数

	監督指導実施事業場数	労働基準関係法令違反があった事業場数	主な違反事項別事業場数		
			労働時間 (注3)	賃金不払残業 (注4)	健康障害防止措置 (注5)
合計 (注1, 2)	24,042 (100%)	17,594 (73.2%)	8,904 (37.0%)	1,551 (6.5%)	4,628 (19.2%)
主な業種	商業	6,412 (26.7%)	2,184	395	1,395
	製造業	4,308 (17.9%)	1,749	259	678
	接客娯楽業	2,104 (8.8%)	839	179	556
	建設業	2,004 (8.3%)	816	154	332
	運輸交通業	1,639 (6.8%)	893	127	302
	その他の事業 (注6)	3,019 (12.6%)	1,989	964	162

(注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。

(注2) かっこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

(注3) 労働基準法第32条違反〔36協定なく時間外労働を行わせていること、36協定が無効なこと又は36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせていることにより違法な時間外労働があったもの。〕、労働基準法第36条第6項違反〔時間外労働の上限規制〕等の件数を計上している。

(注4) 労働基準法第37条違反〔割増賃金〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

(注5) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり80時間を超える時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8の3違反〔客観的な方法その他の適切な方法により労働時間の状況を把握していないもの。〕等の件数を計上している。

(注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

2 主な健康障害防止に関する指導状況（指導票を交付したもの）

（1）過重労働による健康障害防止のための指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、9,676 事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

（2）労働時間の適正な把握に関する指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、4,301 事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（労働時間適正把握ガイドライン（参考資料2 参照））に適合するよう指導した。

3 監督指導により把握した実態

（1）時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった 8,904 事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、2,982 事業場で1か月 80 時間を、うち 1,878 事業場で1か月 100 時間を、うち 419 事業場で1か月 150 時間を、うち 93 事業場で1か月 200 時間を超えていた。

（2）労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、2,109 事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、9,088 事業場でタイムカードを基礎に確認し、4,497 事業場で IC カード、ID カードを基礎に確認し、7,126 事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していた。

参照ホームページ [厚生労働省]

<https://www.mhlw.go.jp/content/11202000/000667303.pdf>